

学長選考・監察会議議事録
(令和6年度 第5回)

令和7年1月27日(月)
14時45分から16時15分まで
法人本部3階「第一会議室」

【出席者】

経営協議会選出委員

谷口 功 伊藤 兵一 鈴木 雅史 鈴木 道子 西海 和久
長谷川 泉 横山 広美

教育研究評議会選出委員

森岡 卓司 中西 正樹 並河 英紀 永瀬 智 黒田 充紀
渡部 徹 土谷 順彦

【陪席者】 宮内理事 小屋監事 大森監事

議事に先立ち、事務局から、本日の会議が学長選考・監察会議規程第5条第2項の会議開催要件を満たしている旨の報告があった。

I 前回議事録の確認について

谷口議長から、資料1に基づき、前回議事録の確認が行われ、議事録が確定された。

II 協議事項

1. 学長選考基準について

谷口議長から、資料2に基づき、前回、本会において、「経営」「財務」といったキーワードを含む基準を追加することが確認され、一部改正案を提案するものである旨説明があり、次いで、諮られた結果、了承された。

また、谷口議長から、次回、本会において、学長選考に係る公表事項等の全てを最終的に確認いただき、確定することから、改正年月日は次回開催日の3月10日となる旨説明があった。

2. 学長選考プロセスについて

谷口議長から、前回、本会において、学長候補適任者の推薦方法等(資料4)、学長候補者の最終選考方法(資料5)、学長選考等規程等(一部改正案)(資料6)について、文言を一部修正することが確認された旨説明があり、事務局から、学長候補者の選考プロセス(資料3)及び資料4から資料6までにに基づき、説明及び提案があり、種々意見交換が行われた。

次いで、谷口議長から諮られた結果、学長候補適任者の推薦方法等(資料4)の推薦資格及び推薦方法について一部修正の上、次回、本会において確認することとなった。

また、学長選考・監察会議委員に係る推薦資格の有無について、次回、本会において、他大学等の状況を確認し、意見交換の上、確定することとなった。

なお、学長候補者の最終選考方法について（資料5）は、資料のとおり了承された。

質疑応答は、以下のとおり。

（資料4）学長候補適任者の推薦方法等について

- ・推薦資格及び推薦方法で、主担当の部局組織を複数またがることを必須要件にするような文言を残した意図をお知らせいただきたい。（長谷川委員）
- ・前回の議論を踏まえつつ、「全学的な推薦」を担保する上では「別表に定める複数の異なる部局に配置された」との文言が有意義ではないかとの視点から文言案をお出した。（事務局）
- ・複数部局を必須とする必要はないと思う。また、その場合、全学的なという文言も不要ではないか。（並河委員）
- ・別表に沿って部局を考えると、小白川キャンパスと他キャンパスとで推薦のし易さが平等ではないと思われるため、複数部局は不要である。（渡部委員）
- ・小白川キャンパスでも各部局の考えは異なり、推薦し易いことはない。（森岡委員）
- ・「全学的な推薦」の文言を入れるなら本会で判断する際の判断基準がないと、選考の際に恣意的になるのではないか。（永瀬委員）
- ・多数推薦されることが想定されないのであれば、推薦を狭める必要はないのではないか。（長谷川委員）
- ・地方大学として困難さがさらに増していく中で、大学改革を行う中でリーダーシップを発揮できる者は、それほど多数推薦されてくることはないのではないか。門戸を広げておくことが望ましいと思う。（西海委員）
- ・広く推薦を受けることを目指すのであれば、複数部局は削除してもよいのではないか。（永瀬委員）
- ・現職の役員が推薦される場合と一教員が推薦される場合との情報格差について、どう判断するのも気になるところである。（横山委員）
- ・これまでの意見を踏まえ、全学的な立場という文言は残し、全学的であるかどうかは本会で判断することにする。推薦を狭めないということで、複数部局を原則とすることはしないこととする。（谷口議長）
- ・資料の文言を修正の上、次回、本会において確認し、確定することとする。（谷口議長）
- ・推薦をした方が学長選考・監察会議委員の場合、会議に残り、選考に関わることに問題はないのか。（並河委員）
- ・本学規程には、規定されていない。また、投票権を持っている部局長が推薦者となった前例はある。（事務局）
- ・学長選考・監察会議委員が推薦しないことが望ましいと思う。（谷口議長）
- ・学長選考・監察会議委員は推薦者になれないとすることと、推薦した場合は学長選考・監察

会議委員からは除かれるとすることが考えられる。(事務局)

- ・他大学の状況を確認の上、次回、本会において検討することとする。(谷口議長)

(資料3) 学長候補者の選考プロセスについて

- ・第二次学長候補適任者を決定し、公表するプロセスが必要なのか。(並河委員)
- ・第一次学長候補適任者全員にプレゼンテーション及び面接を実施することの負担を考えたプロセスである。また、学長候補適任者の人数を絞る場合は、必ず公表することで選考の透明化を図ることが必要である。(事務局)
- ・第一次学長候補適任者選考の際、全員を面接するのか。(永瀬委員)
- ・原案は、全員面接を行うこととしている。そこで選考を行い、所信を聴く会・公開討論を行う人数を本会において決めていただく。また、公開討論は、傍聴者を入れずに実施することとしている。(事務局)

3. 学長選考に係る公表事項について

谷口議長から、次回、本会終了後、学長選考に係る公表事項を本学ホームページにて学内外に公表する予定である旨説明があった。

次いで、事務局から、資料7に基づき説明があり、谷口議長から諮られた結果、次回、本会において確定された推薦方法等を反映し、確認の上、確定することとなった。

4. 学長選考・監察会議規程の一部改正について

谷口議長から、国立大学法人山形大学教育研究評議会規程の一部改正に伴い、国立大学法人山形大学学長選考・監察会議規程を一部改正する旨説明があった。

次いで、事務局から、資料8に基づき説明があり、谷口議長から諮られた結果、了承された。

III その他

事務局から、次回の開催は、3月10日の経営協議会の終了後に予定する旨発言があった。